

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

本町は、平成18年1月1日に旧福地村、旧名川町、旧南部町が合併して誕生した町で、合併当初の人口は22,365人であったが平成30年1月1日現在18,599人となっており、12年間で3,766人の減となっている。また、年齢階級別に見ると年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合は、それぞれ9.2%、54.4%、36.4%となっている。全国的な人口減少、少子高齢化社会の中で本町人口も減少の一途を辿っており、高齢者人口は2025年には4割に達することが予想され、これまでに経験したことのない超高齢化社会を迎えることになる。

このような人口減少や少子化は産業の担い手不足や地域経済規模の縮小、地域コミュニティの衰退などを招き、高齢化は社会保障費の増大などを招くことから、人口問題は町民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

【産業構造及び中小企業者の実態等】

本町は、さくらんぼ、りんご、にんにく、ながいもなどの農産物をはじめとした第1次産業を基幹産業とする町であり、平成26年の農業産出額を見ると133億円で青森県において第6位となっている。また、最近では農業の6次産業化に取り組む事業者も増加している。しかし、昭和60年には第1次産業の就業者数は全産業の4割を占めていたが、少子高齢化や産業構造の変化などにより年々減少し、現在では2割程度となっているのが現状である。

一方、製造業などの第2次産業に関しては、農業所得の伸び悩み、隣接する八戸市の工業の進展等から兼業農家が急激に増加し、若年労働者は就労の場所を求めて流出していったことを踏まえ、昭和51年に農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業等導入実施計画の策定による、「第1福地工業団地」及び「第2福地工業団地」の整備を契機として、ものづくり産業を支える各種技術をもった電気機械器具製造関連企業や金属製品製造関連企業の工場等の誘致に努めてきた。製造品出荷額を見ると、平成18年には120億円、そしてリーマンショック後の平成21年には誘致企業の撤退等もあり45億円まで落ち込んだものの、その後、新たな企業の誘致や工場規模拡大などにより平成26年には166億円まで伸びてきている。このように製造品出荷額は伸びてきているが、近年、加速する少子高齢化と人口減少により、特に工場における労働力不足が深刻化してきており、すでに外国人労働者の受け入れを始めている企業もある。

また、第3次産業では、平成26年の年間商品販売額を見ると133億円余りで1位は飲食料品小売業（12.2%）、次いで機械器具小売業（10.7%）となっており、就業者数は年々増加傾向にあって現在では全産業の約半数を占めている状況である。しかし、第3次産業においては、元々地域に根差した小規模事業者及び零細企業が多く、人口減少や少子高齢化に伴って事業承継がうまくいかず廃業に追い込まれる事業者が増加してきており、また、近年では町外資本の大手スーパーなどが地域に参入してきており、地元事業者にとっては非常に厳しい状況になってきている。

このような状況の中、国の経済対策などにより景気は緩やかな改善傾向にあるとは言え、中小企業者であるがゆえにその恩恵を受けることができず、人口減に伴う働き手の不足や販路の縮小、原材料や人件費が高騰する中での取引先からのローコスト要請、さらには、経営者自身が高齢化する中での後継者不在等により廃業を選択せざるを得ないなど、現状としては未だ厳しい状況が続いており、行政としても様々な観点からの対策が求められている。

（2）目標

このような状況を放置した場合、生産能力の低下や製造・販売・経営戦略を担う人材の不足により、地域の技術力にとどまらずあらゆる産業の衰退及び地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。今後、このような少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためには、老朽化が進む設備を生産性の高い先端設備へと一新させて業務を効率化し、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図っていくことが必要である。よって、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで生産性を向上させ、現在深刻化してきている1次産業における生産・販売能力の低下や2次、3次産業における人材不足による産業の衰退を克服し、さらに働き方改革を推進することで労働生産性を向上させるとともにこれからの町経済を担う若者を呼び込める環境づくりをしていくことを目標とする。

については、計画期間において10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等の導入を促すことで、中小企業の老朽化が進む設備を省力化機器やIT、人工知能（AI）などの技術を活用した生産性の高い設備へと一新し、業務効率化が促進される。また、先端設備の導入を促進し企業の生産性や収益性を抜本的に向上させることは、全産業における労働者の働き方改革につながり、休廃業や労働者不足などの諸問題が解消されることが期待される。さらに、稼ぐ力を高める企業行動を引き出し、将来への新たな挑戦を加速させることにより、企業のみならず町全体の経済の活性化が図られる。

このため、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町民生活の安定向上及び町経済の健全な発展を図り、今後さらに進展する少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、町内の全産業における中小事業者における生産性向上が必要であり、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上させることが必要不可欠である。

【対象設備】

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本町では現在深刻化してきている1次産業における生産・販売能力の低下や2次、3次産業における人材不足による産業の衰退を克服し、さらに働き方改革を推進することで労働生産性を向上させるとともにこれからの町経済を担う若者を呼び込める環境作りを目標としていることから、太陽光発電設備については、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備に限るものとし、発電電力を他者に供給し、売電収入を得るための設備は本町の目標に沿わないため、対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本町の産業は、町内全域に農地が広がっており、また青い森鉄道や国道4号線沿線に商店街や卸売市場があるほか、山間部には工業団地と広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、対象地域は、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

本町における産業構造やそれぞれの産業の状況は、1－（1）で記載したとおりとなっており、今後、当地域の主要な産業である第1次産業については、より一層の安全性の確保や品質管理手法の導入が強く求められ、新たな設備投資による生産性向上、市場から求められる商品開発、海外展開等を後押しすることで引き続き地域の施設や市場等を通じて地域の生産物の活用や資材等の調達、冷蔵・冷凍倉庫や運送等の物流面で、取引の拡大を図り、併せて地域産品を活用した、より高付加価値な商品開発や6次産業化を支援していく必要がある。

また、地域の新卒者や首都圏等に進学・就職した若者等の雇用場を確保するためにも、今後成長が期待される分野に取り組む企業への支援や、地域の製造業の新

たな設備投資や研究開発による成長性の高い事業への参入やニッチトップなど持続性の高い事業への参入を後押しすることで、域外からの需要の獲得や新たに雇用創出していく必要がある。

以上、本町では全ての産業が一体となって町経済を牽引しており、特に基幹産業である第1次産業の低迷は、商業や製造業等あらゆる産業の衰退を招き地域経済に大きな影響が出てくるものと考えられるため、業種は、全ての業種を対象とする。また事業については、生産量拡大、生産物の安全性の確保や品質管理手法の導入及び6次産業化による新商品開発事業、ITやAI関連、エコカー関連、航空宇宙関連、医療機器関連など、今後成長が期待される分野に取り組む事業やニッチトップなどの持続性の高い事業に参入するための事業、またサービス生産性向上のための機械化とシステム化を行うための事業など、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。